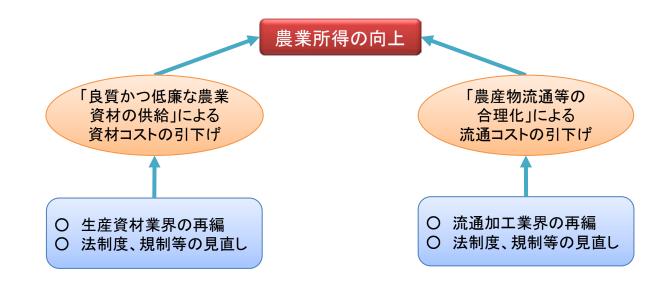
農業競争力強化支援法案の概要

趣旨

- 農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、農業の構造改革と併せて、 「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通等の合理化」の実現を図ることが 重要。
- このため、国が講ずべき施策等を定める他、農業資材事業及び農産物流通等事業 の事業再編等を促進するための措置を講ずることにより、農業の競争力の強化を図る。



法案の概要

国が講ずべき施策

- 1. 農業生産関連事業の事業環境の 整備
 - 〇 規制・規格の見直し (第8条、第11条)
 - O 良質低廉な農業資材の開発の 促進 (第8条)
- 〇 農産物の消費者への直販の促進 (第13条)

4

2. 事業再編・事業参入の促進

(第9条、第12条)

- 3. 農業者への情報提供
 - 農業資材・農産物の取引条件等の「見える化」 (第10条、第14条)
- 4. 定期的な施策の検討
 - 定期的に農業資材の供給、農産物流通等の状況に関する国内外の調査を行い、施策の在り方を検討 (第16条)

事業再編及び事業参入を促進するための措置 実施指針 (第17条) 対象事業の将来の在り方 等 計画認定 (第18条~第22条) 事業再編 (事業参入)計画 認定 支援措置※ (第23条~第30条) ①農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)の出資 ②日本政策金融公庫の融資 ③中小企業基盤整備機構の債務保証 等 ※このほか、計画認定を受けた事業者に対する税制特例 (登録免許税、法人税等)

筝